

国相手の大飯原発3・4号運転差止裁判(大阪地裁202号法廷)

12月4日(金) 15:00 判決 勝訴を勝ち取ろう!

* 最大の争点: 地震規模の「ばらつき」と地震動の「不確かさ」両方の考慮

老朽原発美浜3号の地震動過小評価にも波及

国相手の大飯原発3・4号の運転差止を求める裁判は、提訴以来8年半を経て、12月4日に判決が出る。最大の争点は、地震動の過小評価の問題だ。地震規模について、国の審査ガイドでは、地震データの「ばらつき」を考慮するよう求めている(次頁の囲み参照)。過去に起こった地震データの平均値よりも大きな規模の地震が起こりうるからだ。しかし国は、データの平均値(経験式)で決めているだけ。これは、大飯3・4号だけでなく、再稼働の動きを強引に進めている老朽原発美浜3号も同様だ。勝訴を勝ち取り、老朽原発の再稼働を止める力としよう。

◆裁判長が国に対し、「ばらつき」の考慮を求めた

裁判長は、1月30日の法廷後の進行協議にて、国の態度は説得力を欠く、「ばらつき」を考慮すべきとする原告の主張はもっともだとの考えを示した。その上で国に対し、少なくとも標準偏差※を加えても、大飯原発が設置許可基準規則に適合する(大飯原発の耐震安全性が保たれる)と言えるかという観点から、主張を補充するよう指摘した。

※標準偏差: 「ばらつき」を表す指標の一つ。「ばらつき」の度合いの平均値

このため、国は「ばらつき」を考慮せざるを得なくなった。すると今度は、現行では考慮されている「不確かさ」(短周期の地震動1.5倍)を無視し、加速度は現行よりも小さくなると評価した。国は、「ばらつき」と「不確かさ」の両方を考慮する必要はないと主張している。両方を考慮

11月15日 学習・討論会 ～裁判の争点について～

◇日時: 11月15日(日) 13:30~16:30 (13:15開場)

◇場所: ドーンセンター 5階 大会議室2

◇参加費: 500円(大学生以下、避難者200円)

※できるだけメールかfaxで事前申込みをお願いします。

mihama@jca.apc.org fax:06-6367-6581

すれば基準地震動は大きくなり、機器が壊れる可能性があるためだ。しかし国の主張は、裁判長の指摘に反する。

目次

- ▼国相手の大飯裁判 12/4判決 勝訴を勝ち取ろう…p1 ▼老朽原発美浜3号の再稼働を止めよう…p3
- ▼国相手の大飯裁判 判決の焦点…p6 ▼高浜3号蒸気発生器細管損傷事故に関する抗議声明…p9
- ▼10/22 おおい町申入れ…p10 ▼10/12 伊丹市申入れ…p12 ▼10/13 京都府申入れ…p13
- ▼[投稿] 屋内退避では内部被ばくは避けられない…p14 ▼本の紹介「誰が命を救うのか」…p16

◆「不確かさ」と区別し、「ばらつき」は重ねて考慮されるべき

「不確かさ」と区別し、「ばらつき」が重ねて考慮されなければならない（詳細は6頁）。

・福島原発事故後の新規制で初めて「ばらつきの考慮」が加えられた

地震動審査ガイドの1.3.2.3(2)（下記枠囲み）の第1文は、福島原発事故前の「安全審査の手引き」（2010年）の中に既にあった。一方、「ばらつきの考慮」を求める第2文は新規制基準になって初めて取り入れられた。1月の進行協議で裁判長は、このことに意味があるとし、原告の主張がもっともだと述べた。「ばらつき」を考慮すれば、基準地震動は、現行の856ガルを超えるとの判断に基づくことは明らかだ。裁判長は「ばらつき」と「不確かさ」を重ねて考慮した場合の耐震性を問うている。

・「ばらつき」と「不確かさ」は地震動審査ガイドでの位置付けが異なる

地震動審査ガイドでは、「基準地震動策定フロー」として「検討用地震の選定」の後に、「地震動の評価」がなされると規定している。そして、「ばらつきの考慮」は「検討用地震の選定」の中に、「不確かさの考慮」は主に「地震動の評価」の中に位置づけられており、明確に区別されている。それぞれの過程でそれぞれが考慮されることになっている。

・「ばらつき」と「不確かさ」は質的に異なる

短周期の地震動の「不確かさ」を考慮するのは、実際に起こった2007年の中越沖地震の教訓に基づいている。この地震で、短周期レベルの揺れが同規模の地震に比して1.5倍程度大きかった事実を受け、国が全原子力事業者に考慮するよう求めた。短周期レベルの「不確かさ」は、「ばらつきを考慮」して地震規模を設定した上で、その後段の「地震動の評価」の過程で重ねて考慮されるべき事項となっている。

裁判の最大の争点 地震規模の「ばらつき」考慮

	地震規模の「ばらつき」と地震動の「不確かさ」	基準地震動の評価 (現行856ガル)
原告主張	両方を考慮すべき	1,150ガル
国の主張	重ねて考慮する必要なし	812ガル
裁判長の指摘	<ul style="list-style-type: none"> 「ばらつき」の考慮は、福島原発事故後に国のガイドに新たに加わり重要。 国は「ばらつき」を考慮しても、耐震安全性が損なわれないことを確認せよ。 	

◆勝訴を勝ち取り、老朽原発の再稼働を止める力としよう

大飯原発だけでなく、老朽美浜原発や全国の原発で、国は「ばらつき」を無視している。美浜3号の基準地震動は993ガルだが、これに「ばらつき」を考慮すれば、1,330ガル（1標準偏差の場合）になり、地震動と耐震安全性の見直しが迫られる。勝訴を勝ち取り、国内初の老朽原発の再稼働を止める力としよう。

11月15日の学習・討論会で、裁判の争点や意義について議論しよう。

12月4日は大阪地裁へ！（傍聴券の抽選時間、判決当日の行動については、詳細が決まり次第お知らせします。）

◆原子力規制委員会の審査ガイドでは、「ばらつき」を考慮するよう定めている

1.3.2.3 震源特性パラメータの設定 （下線、[第1文][第2文]の付記は引用者）

(2) [第1文] 震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。[第2文] その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。

基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（平成25年（2013年）6月 原子力規制委員会）